

# ○低入札価格調査制度について

令和2年4月1日改正

## 制度概要

地方自治法施行令第167条の10第1項

工事・製造その他についての請負契約において、①予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格ではその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合、又は②その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認める場合には、最低価格の入札者を落札者とせず、次に低い価格で申込みをした者を落札者とするもの

※最低制限価格制度(施行令第167条の10第2項)

工事・製造その他についての請負契約において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けた上で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするもの

※いずれも工書の質の低下、下請企業・労働者へのしわ寄せや安全管理の不徹底を招く恐れがあるダンピング受注を防止する制度

## 導入理由

ダンピング受注を防止する一方で、大手建設業者等が参加する工事等において、価格競争による経済的効果もある程度確保するため

## イメージ図

低入札価格調査制度	(現行)最低制限価格制度
予定価格 1億円	予定価格 1億円
F(1億1千万円) 無効	F(1億1千万円) 無効
E(9千5百万円)	E(9千5百万円)
D(9千3百万円)	D(9千3百万円) <b>落札</b>
低入札価格調査基準価格 9千万円	最低制限価格 9千万円
C(8千9百万円)	C(8千9百万円) 最低制限 価格未滿
B(7千9百万円) <b>落札</b>	B(7千9百万円) 最低制限 価格未滿
A(7千5百万円) 失格	A(7千5百万円) 最低制限 価格未滿

《失格基準》

- ①基本的判断基準: 低入札調査対象の市発注工事を請け負い未完成の状況で、新たな工事の入札に対し、調査基準価格に満たない入札した場合
- ②数値的判断基準: 数値的判断基準: 工事費内訳書で算出された各工事費目の金額が市設計額の各工事費目を失格基準の率で算出した金額に一つでも満たない場合
- ③当該基準に適合しているものの調査対象者としての調査(対象者の経営状況、工事実績等)を実施したところ適切に履行されないと認められる場合や契約することが著しく不相当と認められる場合

※当市の最低制限価格は、予算決算及び会計令第85条の基準(低入札価格調査基準価格)を採用している。